

第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和6年6月10日提出

I 件数 28件

【内訳】 議案 18件 (条例関係9件、予算関係2件、その他7件)
報告 10件 (予算繰越関係9件、専決処分関係1件)

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第54号	南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定 について(コミュニティ推進課)
--------	--

【趣旨】

市で大木戸二行政区内に宅地造成した分譲住宅団地について、新たに大木戸三行政区として設立したことから、行政嘱託員を配置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 経過等

大木戸二行政区は、東日本大震災後、居住世帯が増加しており、市で宅地造成した分譲住宅団地について、当該行政区では受け入れることが困難な状況であったことから、新たな行政区を設立することで、大木戸二行政区長と市で意見交換を行った。

令和4年4月、分譲住宅全68区画の入居が完了したことに伴い、新たな行政区設立に向け、分譲住宅団地購入者と市で協議を重ね、令和6年3月24日に設立総会を開催した結果、大木戸三行政区としての設立が承認されたことから、南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正するもの。

※分割後の世帯数

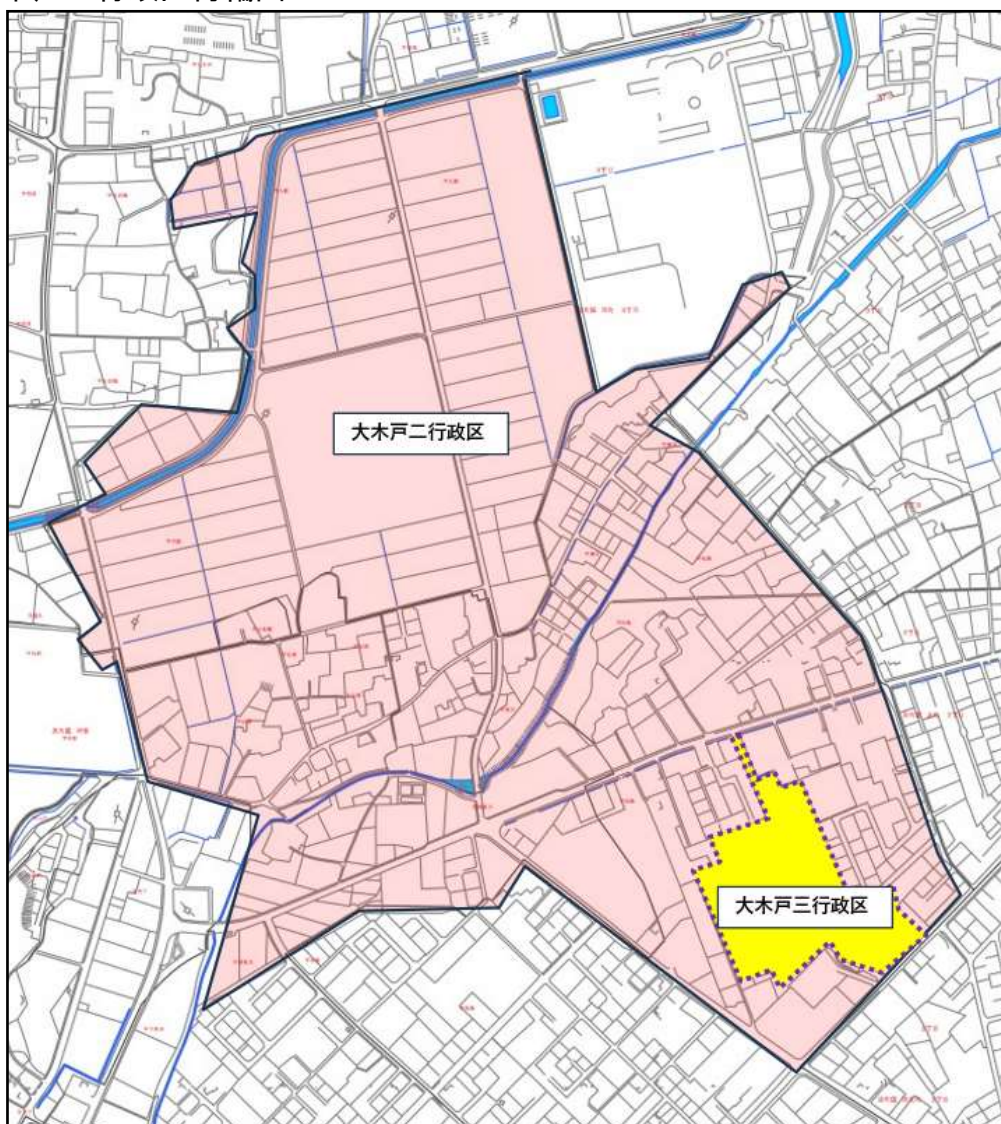
- 大木戸二行政区 374世帯
- 大木戸三行政区 68世帯

2 改正の概要

改正後		改正前	
行政区名	区域	行政区名	区域
大木戸二	大木戸のうち雲雀ヶ原一、雲雀ヶ原二東、雲雀ヶ原二西、雲雀ヶ原三、大木戸一及び大木戸三を除いた区域	大木戸二	大木戸のうち雲雀ヶ原二及び大木戸一を除いた区域
大木戸三	大木戸字松島のうち雲雀ヶ原二東、雲雀ヶ原三を除いた区域		

3 施行日 公布の日

4 大木戸三行政区再編図



【趣旨】

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

特例の適用期限（対象資産の取得期限）を令和8年3月31日に改正

2 課税免除の概要

(1) 対象者

東日本大震災復興特別区域法第4条に基づく復興推進計画において認定された復興産業集積区域内において、市が指定した個人事業者又は法人

(2) 対象資産

新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

(3) 課税免除期間

課税初年度から5年間

3 施行日 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

**議案第56号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について
(税務課)**

【趣旨】

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正等に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 適用期限の改正

不均一課税の適用期限（対象資産の取得期限）を令和7年3月31日に改正

(2) 関係法令の廃止に伴う関係条文の整理

2 不均一課税の概要

(1) 要件

○対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業

○対象資産：①新設又は増設された設備のうち、次の建物及びその附属設備

業 種	建 物
製造業	工場用の建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
こん包業、卸売業	作業場用又は倉庫用の建物

②対象建物の敷地である土地（その取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に限る。）

③機械及び装置

○その他：①減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超えること。

②道路貨物運送業、こん包業、卸売業については、増加雇用者の数が15人を超えること。

(2) 税率

年度区分	通常税率	不均一課税税率	軽減割合
初年度	100分の1.4	100分の0.14	10分の9
第2年度	100分の1.4	100分の0.35	4分の3
第3年度	100分の1.4	100分の0.70	2分の1

(注) 第4年度以降は、通常税率（100分の1.4）となる

3 令和6年度課税分における減収見込額

2事業者 3,183千円

4 減収補填

本条例の適用による固定資産税の減収分については、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の規定に基づき、普通交付税の算定における基準財政収入額から、減収分の75%の額が控除される。

5 施行日 公布の日から施行し、令和6年度分の固定資産税から適用する。

<p>南相馬市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について (税務課)</p>

【趣旨】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

課税免除及び不均一課税の適用期限（整備計画の認定期限）を令和8年3月31日に改正

2 課税免除及び不均一課税の概要

(1) 要件

- 対象者：「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、福島県知事の認定を受けた事業者
- 対象資産：認定から3年以内に、各対象業種の事業の用に供するために新設し又は増設した建物、償却資産(構築物・建物付帯設備・機械及び装置)及び取得日の翌日から1年以内に建設に着手した土地
- その他：減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円以上(中小企業者の場合は1,900万円以上)

(2) 税率

- 移転型：東京都23区から本社機能を移転する場合
⇒3箇年度課税免除
- 拡充型：本社機能を拡充する場合(東京都23区以外から本社機能移転を含む)
⇒3箇年度不均一課税

年度区分	通常税率	不均一課税税率	軽減割合
初年度	100分の1.4	0	10分の10
第2年度	100分の1.4	100分の0.467	3分の2
第3年度	100分の1.4	100分の0.933	3分の1

(注) 第4年度以降は、通常税率(100分の1.4)となる

3 令和6年度課税分における減収見込額

不均一課税分 1事業者 401千円

4 減収補填

本条例の適用による固定資産税の減収分については、地域再生法第17条の6

の規定に基づき、普通交付税の算定における基準財政収入額から、財政力指数に応じ、移転型又は拡充型ごとに定められた割合の額が控除される。

5 施行日 公布の日から施行し、令和6年度分の固定資産税から適用する。

【趣旨】

令和6年度の国民健康保険税率（あん分率）の本算定において、国民健康保険事業調整基金の残高、応能割（所得割）・応益割（均等割、平等割）の割合等を踏まえ、基礎課税額の平等割額、後期高齢者支援金等課税額の平等割額及び介護納付金課税被保険者に係る平等割額を引き下げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額並びに介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額について、次のように改正するもの。

区 分	改正後	改正前
医療分（第5条の2関係）	20,000円	25,000円
後期高齢者支援金分（第7条の3関係）	5,000円	6,000円
介護納付金分（第9条の3関係）	5,000円	6,500円

令和6年度（改正後）及び令和5年度（改正前）の税率

区 分	改正後			改正前		
	令和6年度			令和5年度		
	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割率	5.80%	1.80%	1.30%	5.80%	1.80%	1.30%
均等割額	21,000円	6,000円	6,000円	21,000円	6,000円	6,000円
平等割額	20,000円	5,000円	5,000円	25,000円	6,000円	6,500円

2 施行日 公布の日（令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用）

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 基準等の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、以下の改正がされた。

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）

従事する職員等の数を定めた規定のうち、満3歳児の職員配置基準をおおむね20人に対し1人から15人に対し1人とし、満4歳以上児の職員配置基準をおおむね30人に対し1人から25人に対し1人とする改正がされた。

なお、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。

2 改正の概要

基準の改正に伴い、基準に準じて職員の基準人数の改正、併せて所管大臣の改正をするもの。

改正後	改正前
(所管大臣)	(所管大臣)
<u>内閣総理大臣</u>	<u>厚生労働大臣</u>
(保育士の数)	(保育士の数)
満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人	満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人
満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人

3 経過措置

- (1) 当分の間、本条例改正後においても従前の職員配置基準を認める。
- (2) 上記期間内でも、保育事業者は改正後の職員配置基準を満たす保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

4 施行日 公布の日

南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
（こども育成課）

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 基準等の概要

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が令和5年12月26日に施行されたことに伴い、以下の改正がされた。

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準」という。）

- ①施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、当該掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。
- ②記録の交付等を定める規定を見直し、フロッピーディスク等の特定の記録媒体と具体的に指定する規定を、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとする。

2 改正の概要

基準の改正に伴い、基準に準じて書面掲示の方法及び交付又は提出する電磁的記録媒体の改正をするもの。

改正後	改正前
(掲示等)	(掲示)
特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u> により公衆の閲覧に供しなければならない。	特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示しなければならない。</u>
(電磁的記録等)	(電磁的記録)
<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに

	記載事項を記録したものを交付する方法
--	--------------------

3 施行日 公布の日

議案第61号**専決処分の報告及びその承認について（税務課）****議案第62号****【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第7号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和6年3月30日専決】**【趣旨】****1 専決処分の理由**

令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月30日付けで専決処分したものの。

【主な内容】**2 改正の概要****(1) 市民税関係**

○定額減税に係る規定の整備（附則第7条の5ほか）

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うに当たり、その税額控除に係る規定を整備するもの。

●改正による影響見込額

対象者数	定額減税額
約36,300人	約3億6,300万円

※なお、個人市民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填される。

(2) 固定資産税関係

○土地に係る負担調整措置（附則第12ほか）

負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年延長するもの。

※負担調整措置：負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組み。

※負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

(3) その他法改正に伴う改正（条項ずれの整理ほか）**3 施行日 令和6年4月1日**

**【専決第8号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
令和6年3月30日専決】**

【趣旨】

1 専決処分の理由

令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月30日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税に係る課税等限度額の引上げ【第2条、第21条】

区 分	改正後	改正前
後期高齢者支援金等課税額に係る課税等限度額	24万円	22万円

※ 基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）に係る課税限度額は変更なし。

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（軽減判定所得の見直し）【第21条】

区分	改正後	改正前
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>29万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）+ <u>29万円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>54万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）+ <u>53万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

3 改正による影響額（令和6年4月末時点における所得と按分率による試算）

(1) 限度超過額の世帯数

区分	改正後	改正前
後期高齢者支援金等課税額分	45世帯	56世帯

(2) 限度超過額の影響額（調定増となる額）

区分	改正後
後期高齢者支援金等課税額分	90万円（2万円 × 45世帯）

(3) 軽減措置の世帯数

区分	A：影響世帯＝B－C	B：改正後	C：改正前
5割軽減分	34世帯	1,293世帯	1,259世帯
2割軽減分	8世帯	921世帯	913世帯

(4) 軽減措置の影響額（調定減となる額）

区分	A：影響額＝B－C	B：改正後軽減額計	C：改正前軽減額計
5割軽減分	492,000円	11,634,000円	11,142,000円
2割軽減分	67,200円	3,292,800円	3,225,600円
計	559,200円	14,926,800円	14,367,600円

4 施行日 令和6年4月1日

《補正予算関係》

議案第63号 令和6年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第64号 令和6年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

《その他》

議案第65号 工事請負変更契約の締結について（農林整備課）

【趣旨】

令和3年第1回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更契約内容】

契約の目的		農山村地域復興基盤総合整備事業 西殿堰改修工事
契約の相手方		宮城県仙台市泉区みずほ台11-3（ワタナベビル内） 日本自動機工株式会社 東北支店
施工場所		南相馬市原町区錦町三丁目地内外
契約金額	変更前	456,500,000円
	変更後	469,021,300円
	増額する額	12,521,300円

【主な変更内容】

	項目	内容
(1)	工事用運搬路の仮設工追加に伴う変更	工事用資器材の搬入出路として新田川堤防を運行路としているが、重車両走行に際し一部区間に幅員狭小箇所等があるため、幅員確保のための大型土のう設置、敷き鉄板等による仮設工を追加するもの。 大型土のう袋設置78袋 敷鉄板設置576㎡
(2)	舗装復旧の追加変更	上記運行路の堤防既設舗装部分で運行に伴う損傷が生じたため舗装の復旧を追加するもの。 舗装復旧1,420㎡

【工事概要】

土木工事	魚道工	18.2m（幅1.5m）
	法覆護岸工	一式
	構造物撤去工	一式
	仮設工	工事用道路工 一式 仮締切工 一式
施設機械工事	背面支持式鋼製ゲート	幅22.0m×高1.5m×4門
建築工事	機械室（RC造）	9.05㎡

【施工場所位置図】



議案第66号 工事請負契約の締結について（財政課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	下太田工業団地新設造成地工事
施工場所	南相馬市原町区下太田地内外
契約の金額	289,300,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和7年3月21日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予定価格	296,135,400円（消費税を含む。）
落札率	97.69%

【入札結果】

(消費税別)

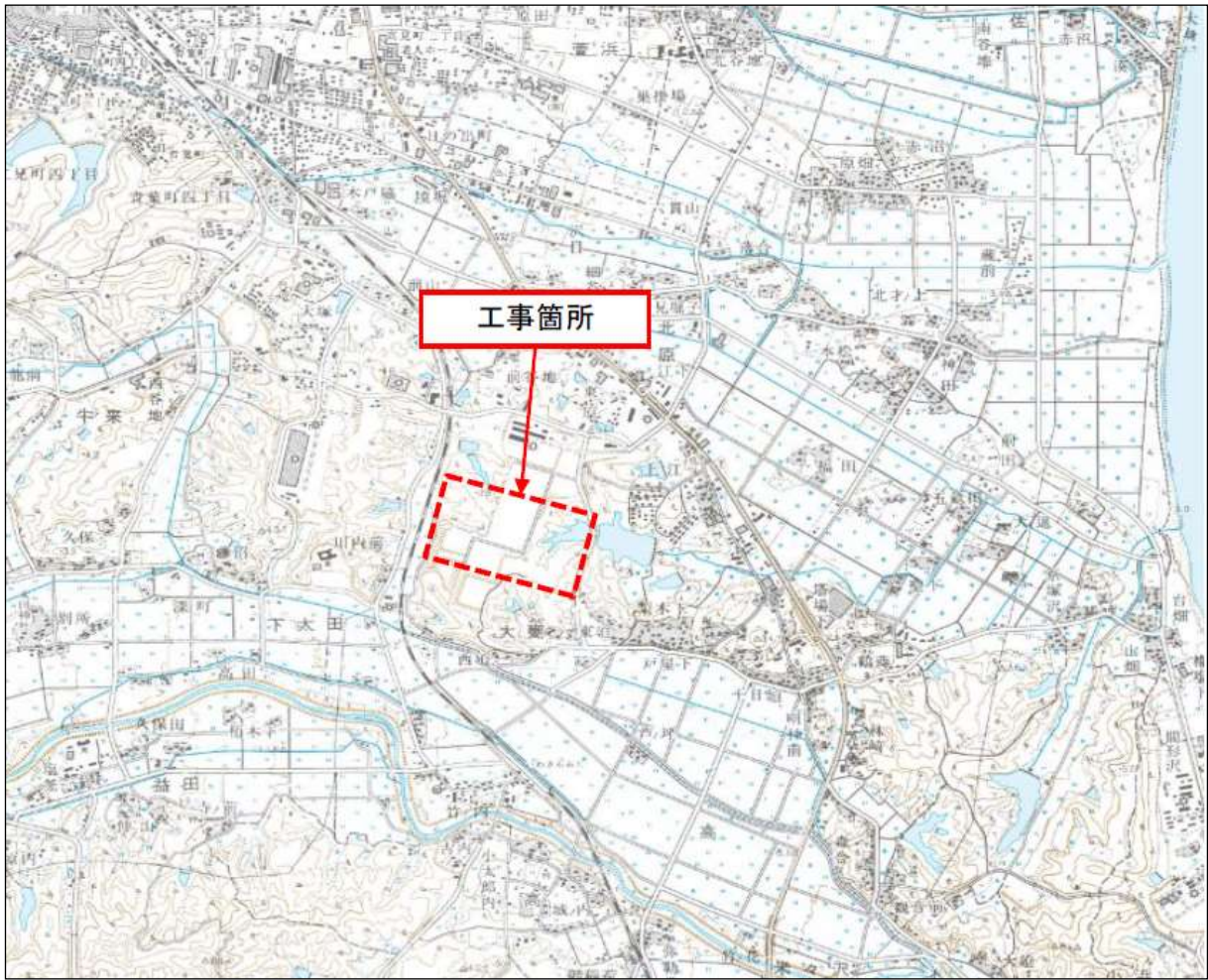
入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
庄司建設工業株式会社	263,000,000円		落札
関場建設株式会社	266,000,000円		

【工事概要】

造成工一式

1. 造成土工（掘削 71,993 m³、盛土 66,404 m³）
2. 植生工（植生基盤材吹付 6,939 m²）
3. 排水構造物工（側溝工 621m、暗渠工 614m）
4. 舗装工（車道部 2,735 m²、歩道部 646 m²）

【施工場所位置図】



議案第67号 工事請負契約の締結について（財政課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	園芸作物集出荷団地造成工事
施工場所	南相馬市原町区上高平字柳町地内
契約の金額	631,400,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和8年3月11日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予 定 価 格	645,177,500円（消費税を含む。）
落 札 率	97.86%

【入札結果】

(消費税別)

入 札 者	第1回入札額	第2回入札額	備 考
庄司建設工業株式会社	574,000,000円		落札

【工事概要】

施工面積 19,253m²

構内通路延長 179.0m

地下式雨水貯留施設 1箇所

防火水槽 1箇所

議案第68号 財産の取得について（農政課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	令和6年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1
取得する動産及び数量	乾燥機関係 一式
取得金額	77,924,000円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和7年1月31日まで
取得の相手方	南相馬市原町区石神字中川原156-5 株式会社JAふくしま未来サービス 原町農機センター

【予定価格】

予定価格	106,590,000円（消費税を含む。）
落札率	73.11%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社JAふくしま未来サービス 原町農機センター	70,840,000円		落札
ヤンマーアグリジャパン株式会社 原町支店	72,128,000円		
株式会社南東北クボタ 原町営業所	72,772,000円		

【購入明細書】

23ページから24ページまでに記載

令和6年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1 明細書				
No	名称	型式	数量	単位
A)	荷受設備			
1	荷受ホッパー	BHL-7D	1	基
2	汎用粗選機	SSK-1400	1	基
3	張込フローコンベヤ	NC-25N	1	基
B)	乾燥設備			
1	遠赤乾燥機	HD-70VDR	1	基
2	汎用遠赤乾燥機	HD-70VDM2	2	基
3	放冷タンク	CT-7000	3	基
4	給油タンク	HT-1000-S	1	基
※	給油配管		1	式
C)	調製計量設備			
1	排出ベルコン	BC-35N	1	基
2	調製昇降機	BE-5TB	1	基
3	粃粗選機	MC200,KMEV	1	基
4	粃摺機	RX-6001	1	基
5	粒選別機	MX-60N	1	基
6	計量機用昇降機	T-2400N	1	基
7	再選別計量機	YR-18A	1	基
8	屑米計量機	LSI-42BL	1	基
9	色選昇降機	BE-4TB	1	基
10	石抜機	YEG-30C	2	基
11	色彩選別機	YFG-3500K	1	基
12	フレコン計量ユニット	YFC-1400A2	1	基
13	米袋用昇降機	LU-208DF	1	基
※	水分計	PB-1D3	1	個
※	テスト粃摺機	TR-260	1	個
D)	大豆調製機器			
1	選別投入ホッパー	BHL-7D	1	基
2	大豆選別機	YBS-103	1	基
3	コンデンスタンク	CTB-302	1	基
4	大豆選別機	YBS500G	1	基
5	汎用色彩選別機	CLX-503DM	1	基
6	大豆自動計量機	ASD-3DV	1	基
7	ビーンポリッシャー	J-18S	1	基
※	フレコンスタンド	FB-S3	2	基
※	フレコンバック スタンド 移動キャスター	FBK-2	2	基
※	穀類水分計	PM-640-2	1	個

No	名 称	型式	数量	単位
E)	排塵設備			
1	ダストル	CA-6042	1	基
2	ダストル	EA-7070	3	基
3	ダストロン	YKS-300	6	基
4	籾殻シャッター	SSH-1800A	3	基
5	コンプレッサー	PBD-3.7MNB5	1	基
6	コンプレッサー	2.2P-9.5VP5	1	基
※	乾燥機排気ダクト		3	式
※	乾燥機除塵ダクト		3	式
※	放冷タンク除塵ダクト		3	式
※	籾殻ダクト		1	式
※	エア配管		1	式
F)	運転設備			
1	主操作盤		1	基
2	副操作盤		1	基
※	二次側電気		1	式

議案第69号 財産の取得について（危機管理課）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災行政無線デジタル波用別受信機等購入
取得する動産及び数量	デジタル波用別受信機 9,000台 文字表示器及び文字表示対応用別受信機 各50台
取得金額	319,000,000円
取得の方法	随意契約による買入れ
納期	契約締結日から令和7年3月31日まで
取得の相手方	郡山市清水台二丁目13番23号 日本電気株式会社 福島支店

【予定価格】

予定価格	328,280,700円（消費税を含む。）
落札率	97.17%

【見積結果】

(消費税別)

入札者	第1回見積額	第2回見積額	備考
日本電気株式会社 福島支店	290,000,000円		落札

議案第70号 財産の取得について（公有財産管理課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	公用車（電気自動車）購入
取得する動産及び数量	電気自動車（普通乗用車 日産リーフ） 8台
取得金額	44,073,708円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和7年3月31日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目157 日産プリンス福島販売株式会社 原町店

【予定価格】

予定価格	51,718,568円（消費税を含む。）
落札率	85.22%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
日産プリンス福島販売株式会社 原町店	40,067,008円		落札
株式会社原町日通自動車修理工場	40,400,000円		
福島日産自動車株式会社 原町店	42,400,000円		
株式会社クルマのわかつき	49,074,600円		

議案第71号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

小高区片草地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和6年 7月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和6年11月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

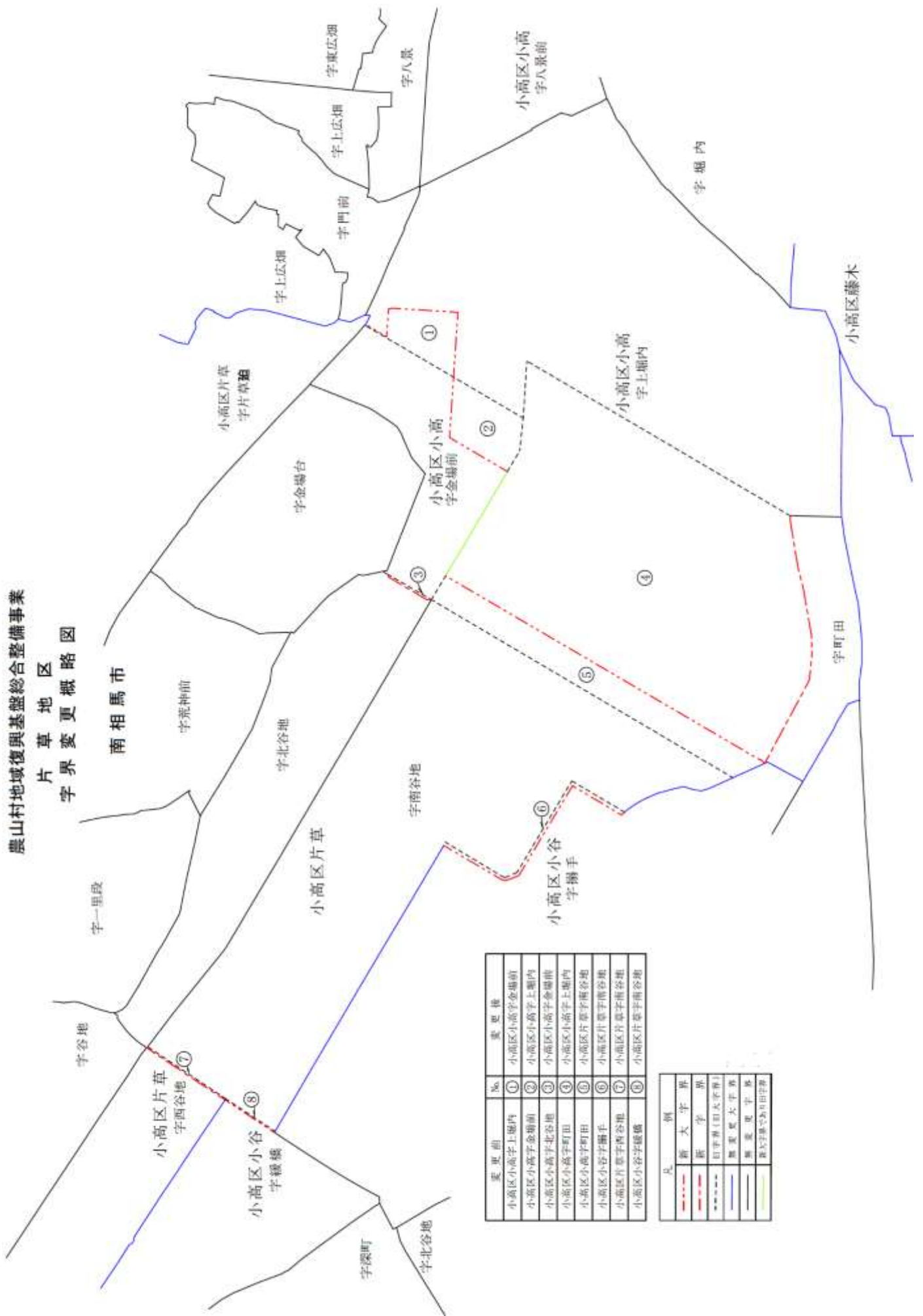
3 復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

復興基盤総合整備事業（片草地区）の概要

受益面積	35.9ha
総事業費	943,000千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 35.9ha 道路工 6.28km 用水路工 5.83km 排水路工 3.74km
事業年度	平成30年度～令和6年度

農山村地域復興基盤総合整備事業
片草地区
字界変更概略図



変更前	No.	変更後
小高区小高字上堀内	①	小高区小高字金場前
小高区小高字金場前	②	小高区小高字上堀内
小高区小高字北谷地	③	小高区小高字金場前
小高区小高字町田	④	小高区小高字上堀内
小高区小高字町田	⑤	小高区片草字南谷地
小高区小高字棚手	⑥	小高区片草字南谷地
小高区片草字西谷地	⑦	小高区片草字南谷地
小高区小高字碓壁	⑧	小高区片草字南谷地

凡例	
---	新大字界
---	新字界
----	旧字界(旧大字界)
---	新重要大字界
---	新重要字界
---	舊大字界(旧大字界)

≪報告≫

報告第2号

令和5年度南相馬市一般会計継続費の逡次繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和5年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和6年度へ逡次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 農業水利施設等保全再生事業（対策工）ほか （全3事業）

繰越額 3,446,937,264円

報告第3号

令和5年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 財産管理一般経費ほか （全34事業）

繰越額 1,286,308,000円

報告第4号

令和5年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について(財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和6年度へ事故繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設推進事業ほか （全2事業）

繰越額 52,135,800円

報告第5号	令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の逡次繰越しの報告について（財政課）
--------------	--

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、別紙のとおり令和6年度へ逡次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 フロンティアパーク整備事業

繰越額 1,530,427,000円

報告第6号	令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について（財政課）
--------------	--

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 フロンティアパーク整備事業

繰越額 202,237,000円

報告第7号	令和5年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和6年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業ほか（全2事業）

繰越額 490,632,000円

報告第8号	令和5年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
--------------	--

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、令和6年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業
繰越額 40,000,000円

報告第9号	令和5年度南相馬市病院事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度南相馬市病院事業会計予算のうちから、別紙のとおり令和6年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 駐車場舗装事業
繰越額 5,445,000円

報告第10号	令和5年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
---------------	--

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和6年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 管渠整備事業ほか（全3事業）
繰越額 259,230,000円

報告第11号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和6年3月15日専決】 (生活環境課)

1 損害を賠償し和解する相手方

神奈川県小田原市在住個人（※事故当時は、南相馬市在住）

2 損害賠償の額

287,350円

（うち保険等により補填される額 287,350円
市が自ら負担する額 0円）

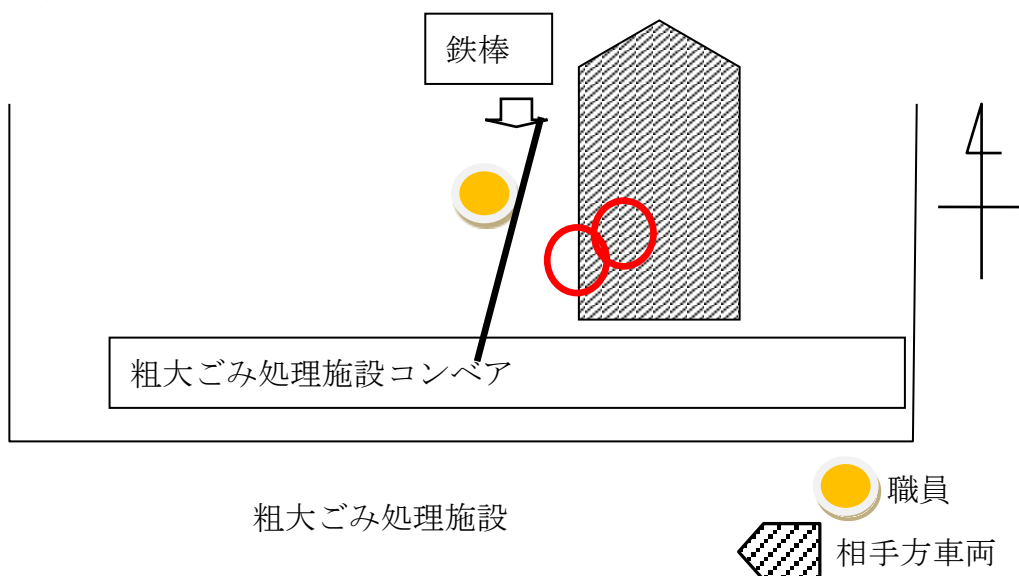
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和6年1月26日（金）午後2時10分頃、南相馬市クリーン原町センター粗大ごみ処理施設で、相手方が誤って投棄してしまった物品の回収作業を行っていた際に、回収作業に用いていた鉄棒が相手方車両の左側面と左側屋根に接触したもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

4 事故の種類

物損事故



【専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和6年4月24日専決】
(長寿福祉課)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

53,440円

〔うち保険等により補填される額 53,440円〕
〔市が自ら負担する額 0円〕

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和5年12月26日(火)午後3時頃、南相馬市原町区北長野の北長野団地内において、介護保険認定調査後、駐車場から出庫するため後退した際に、距離感を見誤り後方に駐車してある相手方車両のフロントバンパーに接触したものの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故

